

Ⅲ. Aの所有する甲不動産と乙不動産は、いずれもAが親からの相続によって取得したものであり、いずれの登記名義もA名義となっていた。Aには妻Bと嫡出子Cがいる。この前提のもとに、以下の問(1)～(5)に答えよ。なお、各問は、相互に関連しないものとするが、いずれも10月5日を基準時とする。問(1)～(3)の解答は、茶色の解答用紙(その2)の表面に、問(4)・(5)の解答は、茶色の解答用紙(その2)の裏面に、それぞれの問に対するものであるかその番号を明示してしるせ。

2009年度

## 民法問題用紙

- (1) 9月1日、Aは甲をD社に売却する契約を締結し、10月5日に引渡しと移転登記、10月15日に代金1000万円の支払がされる旨の合意がされた。しかし、9月末にDの資力が急に悪化し、10月4日、Aはそのことを知った。この場合において、AはDに対しどのような主張をすることができるかについて論ぜよ。
- (2) 9月1日、Aは甲をEに売却する契約を締結した。9月20日に引渡しと移転登記、9月末日に代金1000万円の支払がされる旨の合意がされていたが、9月20日にAが特に理由もなく引渡しと移転登記に応じなかったため、9月末日をすぎてもEは代金の支払をしていない。この場合において、EはAに対しどのような主張をすることができるかについて論ぜよ。
- (3) 9月1日、Aは甲をFに売却する契約を締結し、Fは代金1000万円を支払った。9月末日に引渡しと移転登記をする旨の合意がされていたが、9月10日にAは死亡し、Bが相続を放棄して、CがAを単独相続した。遺言はない。Cは甲のFへの売却を知らなかったため、9月28日に甲の登記名義はCに移転された。この場合において、FはCに対しどのような主張ができるかについて、民法177条の「第三者」の定義に言及しながら論ぜよ。
- (4) 9月1日、Aは甲をGに売却する契約を締結し、Gは代金1000万円を支払った。9月末日に引渡しと移転登記をする旨の合意がされていたが、9月10日にAは死亡し、BとCがAを共同相続した。遺言はない。9月28日、Cは書類を偽造して、甲について単独で相続したように登記をした上で、Hに代金1100万円で売却して登記を移転した。この場合におけるGとH・C・Bとの間の法律関係について論ぜよ。
- (5) Aは、9月5日付けの「甲と乙をBに遺贈する」旨の遺言を残して、9月10日に死亡した。Aには他に見るべき財産はない。一方、Cには見るべき財産がなく、Iに対する返済期限がすぎている1000万円の債務がある。この場合におけるI・C・B間の法律関係について論ぜよ。

### 注意

1. 試験開始の指示があるまでこの問題冊子を開いてはいけません。
2. 解答用紙は黒インクのボールペンまたは万年筆で記入してください。黒インクのボールペンまたは万年筆を忘れた者は監督に申し出てください。(黒鉛筆・シャープペンシルなどを使用してはいけません。)
3. この問題冊子は4ページまでとなっています。試験開始後、ただちにページ数を確認してください。
4. 解答用紙にはすでに受験番号が記入されていますので、あなたの受験番号の番号であるかどうかを確認してください。
5. 解答は解答用紙の指定された解答欄に記入し、その他の部分には何も書いてはいけません。
6. 解答用紙を折り曲げたり、破ったり、傷つけたりしないように注意してください。
7. この問題冊子は持ち帰ってください。

I. 次の文を読み、下記の問題に答えよ。解答は、紺色の解答用紙（その1）の表面にしるせ。

P株式会社には、その株主として、A、B、C、およびDの4名が存在する。このうちAはP会社の代表取締役であり、BおよびCはその取締役である。これらの取締役は、すべて今期で任期を満了することになっており、平成20年の定時株主総会（以下、「本件総会」という）では取締役選任の件について付議される予定である。なお、P会社には取締役会が設置されていない。

Aは、本件総会を開催するに当たり、自らのほか、BおよびCに対して、会社法の定める期間内に会社法の許容する方法に従って株主総会招集通知を發した。だが、Dは入院中であつたことから、本件総会に出席することができないと判断され、これを發しなかつた。

平成20年6月20日、実際に開催された本件総会において、Aより新たな取締役をA、E、およびFとすることが提案された。BおよびCはこれに反対したが、P会社株式の議決権の60%を有するAの賛成により、当該提案は可決された。なお、本件総会における議事運営や採決の方法について、法律上、問題となる点はなかつた。

〔問〕

Bは、本件総会決議には問題があると考えており、その効力を争いたいと考えている。

Bはどのような法的手段を用い、どのような主張をなすことが考えられるか。また、Bの講ずべき法的手段は奏功すると考えられるか、論ぜよ。

II. 亡Aの長男Xは、Aが作成した遺言書をAの三男Yが破棄ないし隠匿した（民法891条5号）と主張して、YがAの遺産について相続権を有しないことの確認を求める訴えを、Yを被告として提起した。Aの法定相続人は、X、Yのほか、妻B、長女C、次男Dである。Xの前記訴えは適法か。解答は、紺色の解答用紙（その1）の裏面にしるせ。